

令和2年4月1日以降に入院される患者さんへ

民法改正に伴う入院費用等を保証する連帯保証人の極度額（保証の上限額）設定のお知らせ

令和2年4月1日より民法が改正され、入院患者さんが支払わなければならない入院費用等について、連帯保証人がその支払を保証する金額は、『極度額（保証の上限額）』を定めなければ効力を生じないこととされました。

民法改正に伴い当院では、入院申込時に作成する「身元引受書兼診療費等支払保証書」の極度額を1入院につき50万円とします。

何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

※令和2年3月迄に入院手続きが完了し、4月以降も継続して入院される方は改正民法適用前のため、極度額設定の対象になりません。

本件に関する問合せ先

企画課（医事） 算定・病歴係

北海道がんセンター院長